

# 本庄市パブリックコメント実施要綱の考え方

(平成27年8月18日修正)

パブリックコメントとは、パブリック (Public)は「公衆」、コメント (Comment)は「意見」の意味で、市が政策等を策定するときに、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんからその案に対する意見の提出を受け、寄せられた意見を考慮して最終的な案を決定するとともに寄せられたご意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

## 1. パブリックコメントの目的は？

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

パブリックコメントの目的は、市が政策などを策定する場合は、その案を事前に明らかにし、市民からその案に対する意見の提出を受け、寄せられた意見を考慮して最終的な案を決定する過程を公表し、また寄せられた意見に対する市側の考え方も併せて公表することにより、市民の「市政への参画の機会」を提供するとともに、市民の多様な意見を市政に反映し、市民に対し「説明責任」を果たすことで、市民との協働と市政の透明化を実現していきます。

## 2. パブリックコメントとは？

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、事前にその案その他必要な事項を市民に広く公表し、これらについて市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等の概要及びその意見に対する市の考え方を公表し、市民の意見等を政策等に反映させる一連の手続きをいう。

パブリックコメントとは、市の基本的な政策などを策定する過程において、事前に市のホームページなどを通じ、その案を広く公表し、市民だれもが意見を述べる機会を設け、それに対する市の考え方を公表していく一連の手続きです。

この制度を導入することにより、市民の意見を聴く市の統一的なルールを確立し、市政の透明化の向上を図るとともに、市民の市政への参加機会の拡充を図っていきます。

### 3. 意見を提出できるのは？

- 2 この要綱において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者
  - (5) 市税の納税義務を有するもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

市内に在住、在勤、在学する者のほかに、市外に居住する利害関係者なども広く「市民」として位置づけ、この制度の対象となる事案に意見提出できるものとします。

### 4. パブリックコメントを実施する機関は？

- 3 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 市長
  - (2) 教育委員会
  - (3) 選挙管理委員会
  - (4) 公平委員会
  - (5) 監査委員
  - (6) 農業委員会
  - (7) 固定資産評価審査委員会

実施機関とは、この要綱によりパブリックコメントを実施する市の機関をいいます。

## 5. パブリックコメントを実施する政策等は？

### (対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想、計画又はその他市の基本的な方針、計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを適用しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

対象事項は、基本的に市民生活や事業活動に直接大きな影響を与えるもので、市内全域又は全市民を対象とするものをいいます。対象については、通常、基本条例や基本計画と呼ばれるものが該当しますが、特に名称で規定できませんので、それぞれの内容により判断することになります。その判断については、説明責任を担当課で負うことになります。

適用除外の中で「緊急を要するもの」とは、パブリックコメントの実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリックコメントを経る余裕がない場合などです。

また、「軽微なもの」とは、基本的事項の改定を伴わないものや、上位計画などの変更に伴う一部の表現変更をする場合などをいいます。

## 6. パブリックコメントの対象となる政策等の公表は？

### (案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案に係る市の考え方及び論点
- (3) 市民が案を理解するために必要な参考資料

3 案の公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

案を公表する時期は、政策等の決定期限などを考慮し、提出された意見を反映することが十分可能な、素案の段階に実施します。

公表する案及び資料は、市民がその内容を十分理解できるよう、難しい表現を避け、わかりやすいものとします。また、論点などを明確にし、市民が意見を提出しやすくするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な情報を提供するものとします。

「実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページ等に掲載その他市の実施機関が定める方法」とは、案を作成した担当課（担当課が本庁外の場合は企画課で対応）、総合支所、市民活動交流センター、図書館、図書館児玉分館（児玉文化会館内）において閲覧、市のホームページと広報紙に掲載しますが、その他の方法として案の貸し出し等、案の内容や対象を考慮したうえで、必要に応じた方法により対応するものとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、前条の案の公表の日から30日以上の間を設けて、その期間内に市民から当該案に対する意見等の提出を受けるとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便業者による同条第2項に規定する信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする市民は、住所、氏名、連絡先その他市民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

意見の提出期間は、公表の日から30日以上と定めておりますが、やむを得ない理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、その理由を明らかにしたうえで、期間を短縮することができます。

意見の提出方法は、案の公表時に必ず明示するものとします。第2項第1号の提出の「実施機関が指定する場所への持参」とは、基本的には所管課ですが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、公民館などその他の施設を持参場所とすることも可能です。

市民等に責任ある意見の提出を求める趣旨から、原則として、住所、氏名又は団体名、連絡先の記載が必要です。

(意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、政策の立案への反映に努めなければならない。

実施機関は、提出された意見等を十分に考慮して政策等を決定しますが、必ずしも提出された意見に拘束されるわけではありません。提出された多様な意見を十分考慮して、その上で最終的な判断をするということがパブリックコメントの趣旨です。

また、パブリックコメントを活用して政策等を策定後、必要な場合には議会で審議を行います。

(意見等の公表)

第8条 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見等
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

3 第1項に規定する公表については、第5条第3項の規定を準用する。

実施機関は、提出された意見等を十分に考慮し政策等の意思決定を行うとともに、意見募集の結果を公表しなければなりません。意見募集結果には、件名・募集期間・意見件数及びそれぞれの意見の概要・採否とその理由を記載します。意見の採否及びその理由は、類似した意見はとりまとめて掲載することも可能です。

ただし、無記名による場合は、実施機関の考え方を示さなくともよいものとします。

また、電話など口頭による意見の申し出については、市民等からの意見の内容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求めるなど適切に対応するものとします。あくまでも口頭による申し出に固執した場合は、応対者が申し出の内容を取りまとめのうえ、参考意見として受け入れますが、実施機関の考え方は示しません。

なお、当然のことですが、意見を提出した市民の個人情報の取扱いについては、十分注意します。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、公表については、第5条第3項の規定を準用する。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見締切日、問合せ先を記載するものとする。

市民が、いつ、どのような案件がパブリックコメントの対象となっているかということを知ることができるように、現在実施している案件や、これまで実施してきた案件の一覧をホームページで公表します。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

パブリックコメントは、実際に政策等を策定する所管課が事務手続きを行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、制度の統括、管理はこの制度を所管する企画課が行います。

この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。